

初代笠亭仙果年譜稿——その二——

石 川 了

本稿は「初代笠亭仙果年譜稿——その一——」(「大妻女子大学文学部紀要」昭五十四年三月第十一号)に続くもので、使用記号等は前稿と同様である。

仙果の著作活動は嘉永期に入って急激に活発となり、多数の合巻が同時に出版されるようになる。本稿ではこのような場合、後日の検索の便を考えて五十音順に配列した。また、合巻の刊行年月を、前稿同様表紙又は見返しの記載中心としたため、たとえば、正月刊の合巻の続編が同年の春刊行というようなことにもなったが、序文等における他の記載年代を併記しておいたので、徒に私意を加えなかつた。

前稿について、発表後いろいろな御教示をいただいた。その方々にここで御礼申し上げたい。本来ならば、本稿にそれを掲載すべきところであるが、年譜として見づらくなるのを恐れ、本年譜が一旦完了した後にとまとめて記すこととした。御許し願いたい。

弘化元年 甲辰 四十一歳

▲是頃 破産して、中瀬町の生家から景清社^{社1}前の小宅に移る。

「自叙伝」によれば、後妻没して二児を手離したものの、もはや独身すら維持することができず破産したという。後妻が前年十二月二十四日に没していることから、破産は是歳のうちと思われる。破産の原因は、出生の条で引いた『感興漫筆』によつ

てもわかる如く、父親が家産に無関心で、かつ俳諧を好んで諸国を遊歴したためであった。景清社前の小宅については、「自叙伝」に「敷地唯四歩旧宅の厠にもおとれり、たゞみをしく事五疊に過ぎず、人よんで五疊殿といふ」と記されている。

弘化二年 乙巳 四十二歳

○正月十八日 文化二年刊の考異本『万葉集』二十冊への書入れ作業を終了する。

本書未見。「弘文社待買古書目」(昭三十四年三月第三十三号)に次の如くみえている。

流布の所謂考異本万葉集(双辺八行十八字、橘経亮校、山田以文補校、文化二年冬出雲寺文治郎刊)に、広道が天保十四年から弘化二年まで三年がよりで墨・朱・藍の三筆で異同を校し、又豊富に書入れたもの。巻一、六及び巻二十の末に奥書あり、卷廿のは

右万葉集校異二十卷元号傍註本也、書賈削其註字、私題校異矣、雖一二訂古版紕謬、還多少増新成誤脱、於是借神谷元平之本註其異、且書入之說等不拘其是非、悉写入之、且又筆序所思得愚按少々増加之焉、彼神谷之本者元松田千頼所藏、千頼以植松氏之本、如本書入之、其植松氏之本者伊勢本居先生書入本、而植松翁増新説者數十条、然此書入除

非本居先生之説之外、十之八九者無可採用者

弘化貳年歲次乙巳陽月十八日

高橋広道

書入には「鈴按」「谷川氏云」「石原正聰云」「柴田氏云」「鈴木先生云」「常雄云」「元隆云」「長流云」「契沖云」「師云」等々と註し、又「広道云」とした箇所も少くない。各冊巻首に「高橋蔵書」(広道の印)「さくらかき」等の朱印。原裝、保存大体良。

なお、この書入本は、後日文車の会「古書籍大即売フェア」出品(昭三十七年五月)にも掲載されている。

○春 雑著『よしなし言』十一編一冊執筆。

表紙に「弘化二春始」と墨書。

◎十二月十三日 植松茂岳、野村正徳、神谷元平の三人とともに、

『類聚三代格』を校訂・出版する。

第十二の下巻(十三冊目)最終丁表に、

右類聚三代格第一第三第五第七第八十二之六巻者本邦(尾張)官庫所蔵也以稲葉通邦校本岡田啓蔵本所得京師一本及国史律令等謹校讐之記

弘化二年十二月十三日

尾張

植松茂岳

野村正徳

高橋広道

神谷元平

とあって、その裏に「植松蔵板」とある。なお、この部分が「神谷蔵板」となっている本があるが、その場合、右奥書の「稲葉通邦校本岡田啓蔵」の部分、入木によって「河村秀興本稲葉通邦」と改められている。

弘化三年

丙午

四十三歳

◎正月以前 三世浅草庵黒川春村撰、狂歌集『新柳風姿』に入集する。

卷一(春)、卷三(秋)、卷四(冬)の三巻三冊所見。卷一と三における「拈桂録」を見るに、すべて「熱田 広道」となっている。

るので、江戸へ出るこの年二月(後述)より前の刊行と思われる。卷一に七首、卷三に三首、卷四に三首入集。

▲二月二十五日夕方 狂歌師として身を立てるために江戸へ立つ(四度目の江戸行き)。これ以後江戸を生活基盤とする。

まず安政元年正月刊『比翼仕立二人権八』三編の序をみるに、「八年の往昔はじめて府下に菴を結び」とあって、逆算すれば、本年江戸へ居を移したことになる。次に本年中のいつごろかという点であるが、「自叙伝」によれば二月下旬のことであったという。さらにまた、江戸から名古屋の平出順益に宛た四月十九日付の仙果書簡(『鑑編集』所収)をみるに、江戸へ出てから初めて順益に出した書状のように思われる。次に抄出する。

……陳者一月其御地出立の砌、御饞別御町嚙至極御事、千方々々難有在候、以御蔭右二月廿五日夕方熱田宿出立、三月八日江城無恙到着仕候間……早々手紙差上御礼可申管之処、彼是不得寸暇、無申訳失礼之義何ともく申訳も無之候……江城に居候而も格別深しき友も無之、師匠之外力にも不相成、是とも一人の事一事心細く、将又いろくさしつかへも有之、万端手早にもまいりかね、今以浅草庵中に寓住仕候次第、不都合だらけに御座候……おひくく戯作合巻類もゆるやかに申候まゝ、御よろこび被下ちとくこしらへたくぞんじをり申候……

この文面を読むに、江戸に移ったものの不慣れのため不安な状況にあることがうかがえ、また、天保十三年の水野忠邦の改革がゆるぎはじめた頃であることも察せられる。こうした点からみて、この書簡は破産後に江戸へ居を移した時のものと思われる、となれば、本年二月二十五日夕方熱田を離れたこととなる。なお、同じ年の八月十三日付で江戸から出した順益宛書簡(『鑑編集』所収)に「とても狂歌判者弟子筋の人は如山如海なれども、糊口にはおもひかね心配仕候」とあることから、江戸で

は、黒川春村をたよって、狂歌師として身を立てる予定であったことを知る。

▲三月八日 江戸に到着する。

右四月十九日付書簡による。

▲四月十九日 江戸の春村宅より名古屋の平出順益宛に書簡を出す。

右二月二十五日条参照。

▲七月頃 四世浅草庵を襲名する。

この年秋執筆(夏の記事をも含んでいる)の『よしなし言』十二編に、「上毛国大間々千載連に改号披露の事相かたらはむとて行ける時はじめて歌合ありて判しける序の文^{六月十八日}」が記されており、その一文の最後に「丙午夏のすゑ 上毛国大間々のさと豊田氏の壺鈴楼にて たかはしの広道」とあって、この一文が本年六月十八日のものであることがわかる。したがって、浅草庵襲名は「まず七月頃と考えておく。『平穩録』(後述)第四冊目に、安政元年と思われる四月十五日付の仙果宛書状が写されているが、そこに「浅草庵様」とあることから、この頃までは四世を称していたと思われる。五世は岡野維平であるが襲名時期不明。

▲八月十三日 江戸より名古屋の平出順益に書簡を送る。

『鏗病集』所収。本年閏五月十七日に没した岸本由豆流について、「五月柩園死去仕候、きしもとゆづるなり」と記しているので本年の書簡である。また「いやながら戯作は出精と奉存候に付」とも記しており、『戯作者小伝』に「自らいふ戯作は本意にあらずと号^{シホ}未^{コト}如^ト之^ガ何^ナ也^イ已^ナ矣」とあるのと一致する。

○秋 雑著『よしなし言』十二編一冊執筆。

表紙に「丙年秋」と墨書。十三編一冊には年代の記載なし。

弘化四年 丁未 四十四歳

◎正月 合巻『稚源氏東初旅』初編刊。

「弘化四年丁未初春吉日 笠亭仙果」序。刊年月はこれによ

る。国芳画。板元は『新撰おどけ一口ばなし』における広告により、東海堂永楽屋丈助。

◎同月 合巻『美目与里艸紙』二編刊。

「弘化四年正月新刊 お久しぶりにて仙果」序。刊年月はこれによる。貞虎画。栄久堂山本平吉板。「お久しぶりにて」とあるのは、種彦没する天保十三年に刊行された本書初編を最後に、翌十四年から弘化三年までの四年間戯作を刊行していないことをいう。『邯鄲諸国物語』九編序でも、「予も師に別れてより書作る事懶惰て五六年筆を断^切にき」と記している。

◎同月 狂歌『交友集』一冊刊。

巻頭に「浅草庵四世 高橋広道撰」とあり、奥に「弘化四年正月刻成」とある。

▲五月中旬 長女をむかえるために帰郷する。

「自叙伝」をみるに、江戸への転居に続き、「つぐとし予女兒をむかへんとて一たびのぼりし五月中旬神谷元平家にやどりし日」云々と記している。名古屋では、友人知人縁者の家を転々としていたのであろう。五度目の江戸行きは翌年夏ごろ(後述)。

◎六月 狂歌『重色目歌集』巻四、一冊刊。

外題「かさねのいろめ集」。巻頭に「高橋広道撰」、奥に「弘化四ノ夏六月刻成 浅草庵蔵版」とある。見返しに「^{丁未}第四次会拈桂録」を付す。

◎七月 同右書巻五、一冊刊。

巻頭に「高橋広道撰」、奥に「弘化四年七月刻成 浅草庵蔵版」とある。見返しに「^{丁未}第五次会拈桂録」を付す。

◎八月 同右書巻六、一冊刊。

奥に「弘化四年八月刻成 浅草庵蔵版」とある。見返しに「^{丁未}第六会拈桂録」を付す。なお、本巻のみは内題も「重色目集」となっている。

▲十二月以前弘化三年三月以後 本居内遠の門人となる。

天保十四年より弘化四年までと思われる門人録(『国学者伝記集成』所収)に「尾張熱田在江戸 高橋弥太郎広道」とみえてい
る。「在江戸」とあるからは、破産して江戸へ出た弘化三年三
月以後とみるべきであろう。内遠とはすでに文政期より面識が
あったと思われる。文政十年「是頃」の条参照。

嘉永元年

戊申 四十五歳

◎正月 合卷『稚源氏東初旅』二、三編刊。

ともに国芳画、東海堂永楽屋丈助板。二編は見返しに「戊申春
甫開板稗史」とある。「笠亭仙果」序。三編は「笠亭仙果」序
で年代の記載がない。しかし、『新撰おどけ一口ばなし』にお
ける永楽屋丈助広告に、本書が「二編三編 出来」とみえてい
ることから、二編と同時刊行と考える。

◎同月 合卷『邯鄲諸国物語』九編刊。

見返しに「さるのとしはつ春うりだす」とある。〔弘化五年
戊申孟臘〕笠亭
仙果」序。上巻末に「故柳亭先生旧案 〔門〕仙果補綴」とある。

豊国画、栄久堂山本平吉板。なお、八編までは作者柳亭種彦。

◎同月 合卷『雪梅芳譚犬の草紙』初、二編刊。注3

ともに豊国画、松栄堂松坂屋太平治板。初編は下巻見返しに
「戊申初春」とある。「〔需〕に〔需〕して 笠亭仙果」序。二編も見返しに
「戊申孟陽」とある。「弘化五年新春発兌」自序。

▲夏 江戸へ出て(五度目)長女との二人暮しをはじめ。

「自叙伝」に「さて(弘化)五とせの夏よりは女兒と二人のわ
びずまひむかしの居のかけもなけれどかの五疊どのよりはや
ひろく人らしけれどそのふけいきさは同日の論にあらず」とあ
る。娘との生活は貧困等の理由によって破綻をきたし、五十歳
の嘉永六年頃にはまた一人暮しをしている(「自叙伝」)が、安
政二年十月二日起筆の『なみの日並』をみると、再度一緒に生
活していることがわかる。娘と共同生活をはじめた居住地は不
明であるが、『戯作者小伝』が、破産後に江戸へ出て「浅草新

はたご町」に住んだと伝えているのは、この時のことであろう
か。なお、江戸へもどったのがこの時と考えると、前年の月次
狂歌集『重色目歌集』の刊行が理解しにくくなるが、『雪梅芳
譚犬の草紙』十編序にも、「此初編発兌(本年正月)の前後は
僕田舎に在注4しかば」とある。

嘉永二年

己酉 四十六歳

◎正月 合卷『邯鄲諸国物語』十編刊。

見返しに「己酉新春発市」とある。序なし。上巻末に「故柳亭
先生旧案 門人笠亭仙果補綴」とある。豊国画、栄久堂山本平
吉板。

◎同月 合卷『雪梅芳譚犬の草紙』三編より六編まで刊。

ともに紅英堂鶯屋吉蔵板。三編は下巻表紙に「己酉新刻」とあ
るが、「嘉永二年西青陽 笠亭仙果」序であるし、四、五編が
本年正月刊行であることから本編も正月刊と考える。豊国画。
本編より書名について「一名八犬伝」とみえている。四編は表
紙に「己酉初春新刊」とある。〔弘化四年丁未冬冬稿成
嘉永二年己酉孟春新刊〕笠亭仙果」
序、豊国画。五編も表紙に「己酉孟陽」とある。「笠亭仙果」
序、豊国画。六編は表紙に「己酉新刻」とあるが、七編が本年
春刊行なので、本編の「己酉正月新刊 笠亭仙果」序によりこ
こに加える。貞秀画。

◎同月 合卷『柳風花白波』初、二編刊。

ともに国輝画、甘泉堂和泉屋市兵衛板。初編は下巻見返しに
「嘉永二西春新刻」とあるが、「嘉永二己酉年孟陽開市 笠亭
仙果」序であるし、二編が正月刊であることから本編も正月刊
と考える。二編は見返しに「己酉孟春」とある。「嘉永二年己
酉新刊」自序。

▲三月十五日頃 長谷部稻城、同弟惟路、友人坂本永年とともに氏
族昌信を尋ねて御馳走になる。

『笠亭仙果文集』所収「麦飯記」による。

◎春 合巻『古今草紙合』初、二編刊。

ともに紅英堂蔦屋吉藏板。初編は表紙に「己酉春」とある。「嘉永二年酉魁月 笠亭仙果」序、豊国画。二編は見返しに「己酉春新刊書」とある。「嘉永二年己酉青陽 笠亭仙果」序、貞秀画。なお、本書の改題改竄本に『しほや正栄花譚』（刊年不明）がある。見返しに「山東京山作」「一登斎芳綱画」「紅英堂梓」とある。『古今草紙合』初編から四編上巻までの七十丁を、画組を改めなどして四十五丁一冊にまとめたもの。

◎同 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』七編刊。

見返しに「酉春」とある。「嘉永二年孟春発兌 笠亭仙果」序、豊国画、紅英堂蔦屋吉藏板。

※同 一筆庵主人・与鳳亭枝反作、滑稽本『花曆八笑人』五編刊。

右作中の向島水神の森の茶番に、十返舎一九や為永春水らとともに登場する。

◎秋 柳亭種彦著『高尾年代記』に序を記す。

所見本刊記なし。「天保辛丑子月念八日 雪閉戸 修紫楼上柳翁」凡例、「嘉永己酉仲秋 遺弟柳下亭種員」跋。文亭梅彦の序文に続き、「嘉永二年秋日 笠亭仙果」序。別に、右種員の跋文を序文に配し、新たに豊芥子の跋文を付した本がある。

◎是歳 合巻『今様伊勢物語』七編刊。

見返しに「嘉永二酉新刊」とある。「嘉永二年酉正月 笠亭仙果」序、貞秀画、松寿堂大黒屋平吉板。六編までは作者東里山人で、五編までは『風俗伊勢物語』が書名。八編は未見であるが、九編が嘉永四年正月刊であるので、この間の刊行ということになる。また大黒屋板戯作の巻末広告目録をみるに、嘉永二年と三年の目録に八編の記述があり、それによれば貞秀画。

◎同 魯文の『名聞面赤本』に狂歌一首入集。

本書は魯文が、和堂珍海から英魯文と改号した折に、馬琴他の戯作者や狂言作者等に祝いの狂歌俳句等を乞い上げて出版した

もの。画題簽に「己酉新版」とある。「嘉永二乙酉春 英魯文」序。仙果の狂歌は「赤本のおかきはうその常なれどおも白くこそつかまほしけれ」。

嘉永三年 庚戌 四十七歳

◎正月 合巻『足利絹手染紫』六、七編刊。

ともに豊国画、錦林堂太田屋佐吉板。六編は下巻見返しに「庚戌孟陬吉辰開市」とある。「嘉永三年庚戌正月吉祥日 故編寄門人 笠亭仙果」序。二編も見返しに「庚戌履端発市魁本」とある。「庚戌謹月 笠亭仙果」序。本書は一筆庵可候の『其由縁鄙佛』五編の改題統編であるが、『其由縁鄙佛』の方もそのまま統刊され両者が衝突した。『其由縁鄙佛』は初、二編が仙鶴堂鶴屋喜右衛門から出版され、三、四、五編は「錦林仙鶴」の合板となる。この後分裂したわけであるが、怒った鶴屋は、『足利絹手染紫』六編と同時に刊行した『其由縁鄙佛』六編袋に、次の如く記した。

其紫鄙鄙佛の稗史は吾店の揺錢樹也外に根分をゆるさず然るに三四の編合刻の書估その実入を羨み錦林に種をふせ漫に外題を改め役名をうへて六七の枝に接木する事大木の切口太いの根にして瓜田に履を入れ李下に冠笠を直す族垣越に花を折他の園に立て桃をぬすむ盗謀策の徒に異ならず君子の悪い所也都て初輯より統編に至る迄巻中の役名など更る事なし他方の粉はしきに迷ひ給ふなかれ 仙鶴堂主人識

一方、錦林堂も『足利絹手染紫』七編袋にかく記した。

此さうしは其由縁鄙佛の錯誤多きを作者仙果故柳亭翁に聞置し筋に源き改正たる丹誠の著述にして初編より十四五編迄稿本出来いたし居候へども一時には手廻かね先其由縁五編目に続く巻より六七編と売出申候しかれば外題は改れども鄙佛の読つゞぎにてさらに新奇の趣向は百倍是紛なき田舎染の根元ゆゑに候半か近頃は二世紫の似寄のさうしかなれば此

上にもそのゆかり／＼と申品何方より出候とも実の紫は此手染外々のと御見比足利絹の染様は師匠の口授だけ水際が立てゐると御評判被下益沢山御求御覧の程奉希上候猶八編よりはたとへ秋冬なかでも彫あがり次第売出可申候 板元謹言
結局鶴屋は六編を刊行した時点で『其由縁鄙俚』から手を引いてしまい、七編からは柳下亭種員作、錦昇堂恵比寿屋庄七板となる。なお、仙果はこちらでも十二編から種員のとを受け執筆している。仙果が何かと悪し様にいわれる理由は、このような所にも起因していよう。

◎同月 合巻『古今草紙合』三、四編刊。

ともに国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。三編は見返しに「戌謹春新刻」とあるが、「嘉永三年庚戌謹春新刊 笠亭仙果」序となっているし、四編が正月刊行なので本編も正月刊と考える。四編は下巻見返しに「嘉永三歳庚戌魁春」とある。序なし。

◎同月 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』八編より十四編まで刊。

いずれも豊国画、紅英堂蔦屋吉蔵板。また、すべて序文以外に年代の記載がない。八編は「庚戌春新刊 笠亭仙果」序であるが、九編が「嘉永三年新春発兌 ことしも蔦屋のもとに於て筆をとるは 笠亭仙果」序となっているので正月とする。十、十一編は、それぞれ「嘉永三年戌春新刻 笠亭仙果」序、「庚戌新刊 笠亭仙果」序とあるが、十二編が「嘉永三年戌正月 是でもよいかと尾蓋がましくも 仙果」序であるので、ともに正月とする。十三、十四編は、それぞれ「庚戌短春 笠亭仙果」序、「庚戌太簇吉祥日 笠亭仙果」序。

◎同月 合巻『七組入子枕』初編刊。

下巻見返しに「庚戌初春」とある。「嘉永三年庚戌孟春 笠亭仙果」序、国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同月 合巻『牡丹園娘莊子』初編刊。

下巻見返しに「庚戌孟陬」とある。「嘉永三年庚戌献春 笠亭

仙果」序、豊国画、松林堂藤岡屋慶治郎板。

◎春 合巻『今業平昔廻面影』初編刊。

見返しに「嘉永三戌春新板」とある。「嘉永三年庚戌春新販 笠亭仙果」序、芳虎画、甘泉堂和泉屋市兵衛板。

◎同 合巻『女水滸伝』十三編下刊。

表紙に「嘉永三戌ノ春新板」とある。「底書 笠亭仙果」序、豊国画、松寿堂大黒屋平吉板。本書は馬琴作『傾城水滸伝』十三編上の改題続編。

◎同 合巻『邯鄲諸国物語』十一編刊。

表紙に「嘉永戌春上梓」とある。「庚戌初春新刊 故物専門人 笠亭仙果」序、豊国画、栄久堂山本平吉板。

◎同 合巻『七組入子枕』二編刊。

見返しに「戌春」とある。「庚戌孟陬新著 笠亭仙果」序、国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同 合巻『堀川唄真実録』初編刊。

見返しに「嘉永庚戌春新刊」とある。「嘉永三年戌新春 笠亭仙果」序、国芳画、栄久堂山本平吉板。

▲七月 猿屋町代地に寓居する。

嘉永四年春刊『堀川唄真実録』二編序に「偶居もちやうど猿屋町代地 笠やどりよりはかなき庵に 戌の七月 仙果記」とある。

◎冬 合巻『稚源氏東初旅』四編刊。

「笠亭仙果」序、国芳画、東海堂永楽屋丈助板。刊年の記載がないが、『新撰おどけ一口ばなし』における広告で、本書を「初編より四編まで去戌冬迄発行」という。

嘉永四年 辛亥 四十八歳

◎正月 合巻『足利綱手染紫』八、九編刊。

ともに豊国画、錦林堂太田屋佐吉板。八編は下巻表紙に「亥春」とあるが、九編が正月刊行なので、同時出版と考える。「辛

亥孟春 笠亭仙果」序。九編は下巻見返しに「亥年開春」とある。「辛亥立春 笠亭仙果」序。

◎同月 合巻『今様伊勢物語』九編刊。

表紙に「辛亥新春」とある。「嘉永四年辛亥謹春新刊」自序。貞秀画、松寿堂大黒屋平吉板。十編は刊否未詳であるが、大黒屋板『女水滸伝』十五編上巻末に笠亭仙果著、歌川貞秀画として「十編迄出来」とある。

◎同月 合巻『邯鄲諸国物語』十二、十三編刊。

ともに栄久堂山本平吉板。十二編は下巻表紙に「嘉永四年亥春上梓」とあるが、十三編が正月刊なので、同時出版と考える。序文なし。豊国画。十三編は見返しに「辛亥新春開版」とある。「嘉永四年亥開春 笠亭仙果」序。貞秀画。

◎同月 合巻『古今草紙合』五編刊。

下巻表紙に「いのはつはる」とある。「嘉永四年亥孟陽 笠亭仙果」序。国輝画、紅英堂萬屋吉蔵板。

◎同月 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』十五編より十七編まで刊。

いずれも豊国画、紅英堂萬屋吉蔵板。十五編は「辛亥謹月発販 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。十六編は「笠亭仙果」序。刊年月は十五編と十七編が同時出版と考えたことによる。十七編は「辛亥新春、仙果」序。刊年月はこれによる。

◎同月 合巻『七組入子枕』三、四編刊。

ともに国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。三編は下巻表紙に「辛亥新鐫」とあるが、四編が正月刊なので同時出版と考える。「辛亥春新刻 笠亭仙果」序。四編は下巻見返しに「辛亥孟陽梓行」とある。「嘉永四年謹春開版 笠亭仙果」序。

◎同月 合巻『牡丹園娘莊子』二編刊。

「嘉永四年孟春新刻 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国輝画、松林堂藤岡屋慶治郎板。

◎春 合巻『今業平昔廻面影』二、三編刊。

ともに芳虎画、甘泉堂和泉屋市兵衛板。二編は見返しに「嘉永四亥春新版」とあって、「笠亭仙果」序。序中には「花巻の紫海苔売る地方の偶居に於て」とある。三編も見返しに「辛亥春」とある。「嘉永四年謹春 笠亭仙果」序。

◎同 合巻『女水滸伝』十四編上刊。

見返しに「辛亥ノ春新刻」とある。「嘉永四年正月新刻 笠亭仙果」序。豊国画。松寿堂大黒屋平吉板。

◎同 合巻『古今草紙合』六編刊。

見返しに「辛亥春新版」とある。「辛亥新春 笠亭仙果」序。国輝画、紅英堂萬屋吉蔵板。

◎同 合巻『堀川唄真実録』二編刊。

見返しに「嘉永四年辛亥春新版」とある。「嘉永四年辛亥新刊 偶居もちやうど猿屋町代地 笠やどりよりはかなき庵に 成七月 仙果」序。国芳画、栄久堂山本平吉板。

※四月二日 大阪の楠里亭其梁、仙果に書状を送る。

『仙果浪花道中記』による。古番附を先師種彦に送ったことなどが記されている。

▲六月 江戸から尾張の神谷元平に『類聚三代格』を送る。

神谷元平筆写本『類聚三代格』十五の上に「嘉永四年六月在東都高橋広道ヨリ浜松井上家ノ土村尾善四郎元融ガ校定シタル十五六卷并ニ考偽合三卷借り得テオコセタリ」云々とある。

◎八月 往来物『女庭訓大倭襲』一冊刊。

見返しに「笠亭主人校訂」「栄久堂寿梓」とある。清水芳玉女画。巻末には「右女庭訓往来一冊応 栄久堂壽訂 誤字 改 訛 訓 畧加 傍注了」とある。刊記に「嘉永四年辛亥秋八月穀旦訂正」とあって、栄久堂山本平吉板。なお、千鐘房須原屋茂兵衛板の後摺本がある。

嘉永五年 壬子 四十九歳

◎正月 合巻『今業平昔廻面影』四、五編刊。

ともに甘泉堂和泉屋市兵衛板。四編は下巻見返しに「嘉永五子の春」とあるが、「壬子履端吉祥日 笠亭仙果」序であり、五編が本年正月刊なので、五編と同じ正月出版と考える。国輝画。五編は見返しに「嘉永五子歳孟春新刊」とある。「嘉永五年謹春 笠亭仙果」序。芳虎画。本書を七編まで刊行とする年表があるが、六、七編は刊否未詳。

◎同月 合巻『女水滸伝』十四編下刊。

下巻表紙に「壬子初春新刻」とある。序文なし。豊国画、松寿堂大黒屋平吉板。

◎同月 合巻『古今草紙合』七編刊。

「壬子初春 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎同月 合巻『根源実紫』初編刊。

下巻見返しに「壬子開春新刊」とある。「嘉永五年壬子開春 事部浅草笠亭仙果」序。豊国画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同月 読本『三都妖婦伝』初編一冊刊。

角書「あぢさい物語」。「嘉永五年壬子人日前一夜唐土の鳥を打はやす薺を洗ふ水の滴研に漉で 物の本かき 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。豊国画、栄久堂山本平吉板。本書は中本型読本で、本文前にも「此一冊は原合巻の草冊子にて刊行すべかりけるを聊其故ありて絵入読本のさまに製たれば」云々とある。河内屋茂兵衛以下十三人の発行書林名を付す後摺本があつて、その場合、序文面に散らしたものが省かれている。

◎同月 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』十八編より二十二編まで刊。

いずれも豊国画、紅英堂蔦屋吉蔵板。刊年月はすべて序による。十八編「壬子謹月 笠亭仙果」序。十九編「壬子新春 笠亭仙果」序。二十編「嘉永五年壬子新春開版 笠亭仙果」序。二十一編「嘉永五年壬子開春 笠亭仙果」序。二十二編「嘉永五年孟春 笠亭仙果」序。

◎同月 家具『建具雛形』二冊刊。

所見本は明治九年四月刊の須原屋莊太郎板であるが、刊記の部分に「嘉永五年壬子孟春発行」とある。内題「絵様建具雛形」。「物の本書 笠亭仙果」序。東都樗室宮城呂成(玄魚)図。巻末に「雜具寸法帳」を続編として近刻することを予告する。

◎同月 合巻『七組入子枕』五編刊。

見返しに「壬子初春」とある。「嘉永五壬子年開春新板 笠亭仙果」序。国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同月 合巻『富士額天人於七』刊。

見返しに「嘉永五壬子初春新鑄 上巻二冊」とある。「嘉永五年壬子孟春 笠亭仙果」序。芳虎画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎二月 合巻『擁実梅城記』刊。

角書「管神御伝」。「嘉永五年二月 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。芳虎画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎同月 合巻『春服対佳賀紋』初編刊。

年代の記述がないので、「子式」の改印による。「墨水漁夫」自序。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎春 合巻『足利綱手染紫』十、十一編刊。

ともに国政改二代国貞画、錦林堂太田屋佐吉板。十編は表紙に「子春」とある。「壬子新鑄 笠亭仙果」序。十一編は下巻見返しに「子春新刊」とある。「楠里亭其楽」序、「壬子新刊 笠亭仙果」序。

◎同 合巻『邯鄲諸国物語』十四、十五編刊。

ともに貞秀画、栄久堂山本平吉板。十四編は見返しに「嘉永五子春新板」とある。「壬子開春刊行 笠亭仙果」序。十五編は「壬子春 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。

◎同 合巻『根源実紫』二編刊。

袋に「子のはる新はん」とある。「嘉永四年辛亥隈月 笠亭仙果」序。豊国画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』二十三編刊。

「壬子春 仙果」序。刊行時期はこれによる。国政改国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎同 合巻『比翼仕立二人権八』初編刊。

見返しに「春新刊絵草紙」とあって、「壬子正月吉祥日 笠亭仙果」序。国輝画、錦昇堂恵比寿屋庄七板。

◎同 合巻『堀川唄真実録』三編刊。

下巻見返しに「嘉永五年子の春新板」とある。序文なし。国芳画、栄久堂山本平吉板。

◎四月 合巻『春服対佳賀紋』二編刊。

年代の記述がないので、「子四」の改印による。「せんくわ」序。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎六月下旬 浅川亭貞之著『雑家花』初編に序を記す。

原本未確認。『笠亭仙果文集』による。「嘉永五曆林鐘下流」とある。

◎是月 合巻『春服対佳賀紋』三編刊。

「壬子夏六月 桂心居貞之」序。刊年月はこれによる（改印も同じ）。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。貞之は序中において、「在下と極よき中代地離れぬ漆か淵ならで隣同士より近くして

こちの最肩の笠亭兄」と述べている。

◎七月 『新吉原細見』に序を記す。

「壬子初秋 笠亭仙果」序。刊記「嘉永五年壬子之歳初秋玉屋山三郎蔵板」。所見本は改装本（柱「さいけん」）のため、書名は『笠亭仙果文集』による。

◎九月 合巻『春服対佳賀紋』四編刊。

「嘉永壬子五月 浅草の笠亭仙果」序。年代の記述はこれのみであるが、本書三編に逆行するので、「子九」の改印を以て刊年月とする。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎十月 合巻『稚源氏東初旅』五編刊。

所見本刊記があり、「嘉永五壬子十月」とあって、和泉屋市兵衛はじめ七人（最後の本屋名破損により読めず）の東都書物問屋の名があがっている。東海堂永楽屋丈助板か。序文なし。国芳画。

◎冬 伝記『東海道英名画伝』一冊刊。

「壬子冬 浅草 仙果陳人」序。刊行時期はこれによる。貞秀画、米林堂竹屋次郎吉板。

◎是歳 合巻『古今草紙合』八編刊。

見返しと袋に「壬子新刻」とある。「壬子履端新調草紙 笠亭仙果」序。国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎同 合巻『其紫昔雛形』初編を執筆。

原本未確認。『笠亭仙果文集』による。「嘉永五年壬子」「此書刊布せず」とある。一筆庵と鶴屋のあとをうけて、柳下亭種員と錦昇堂が続刊した『其由縁鄙佛』を、錦昇堂のすすめによつて改題して再出發させようとしたものらしいが、『足利絹手染

紫』六編のこともあってか、さすがにこの時点では刊行できなかったと思われる。

◎同 教訓『童子教稚絵解』二冊刊。

見返しに「笠亭主人注釈」「嘉永壬子新鑄」とある。巻末には「さてこの活版の童子教は実語教とあはせて一冊なり府下の友人千束菴の所蔵にて類本をみぬ珍書なり 辛戌冬日 轍齋老人

述」とある。貞秀画、栄久堂山本平吉板。

嘉永六年 癸丑 五十歳

◎正月 合巻『明鴉雪笠松』初編刊。

「癸丑孟陬 笠亭仙果」序。刊行年月はこれによる。国貞画、亀遊堂浜田屋徳兵衛板。

◎同月 地誌『大江戸図説集覧』一冊が刊行され、仙果序を記す。

見返しには「御江戸図説集覧^初」とあって、「山崎北峰説」「玉蘭齋絵図」「江都書肆 栄久堂梓」とある。刊記「嘉永六癸丑初春開版」。「笠亭主人」序、「嘉永五年癸丑春 橋本玉蘭齋」序。

◎同月 合刊『邯鄲諸国物語』十六編刊。

見返しに「癸丑孟春癸販」とある。「癸丑新刊 笠亭仙果」序。貞秀画、栄久堂山本平吉板。

◎同月 合卷『古今草紙合』九編刊。

「癸丑履端吉祥日 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎同月 合卷『雪梅芳譚犬の草紙』二十四編より二十六編まで刊。

いずれも国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。刊年月はすべて序による。二十四編「癸丑正月 笠亭仙果」序。二十五編「癸丑新春 刊行 笠亭仙果」序。二十六編「癸丑新春 笠亭仙果」序。

◎同月 合卷『比翼仕立二人権八』二編刊。

「癸丑新春 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国輝画、錦昇堂恵比寿屋庄七板。

◎同月 合卷『堀川唄真実録』四編刊。

見返しに「癸丑孟陽吉祥日発兌」とある。「嘉永癸丑の春新刊 笠亭仙果」序。国芳画、栄久堂山本平吉板。

○二月十六日 『菅神御年譜』一冊を録す。

原本未見。「浅倉屋古典籍目録^辛第一冊末」(昭六年十一月)に出ている。「嘉永六年二月十六日謹録了 広道」とあるという。^注

※三月二十九日 大阪の楠里亭楽、仙果に書状を送る。

『仙果浪花道中記』による。桜宮が本年二月十五日に遷宮した
ことなどが記されている。

◎春 合卷『足利綱手染紫』十二、十三編刊。

ともに国貞画、錦林堂太田屋佐吉板。十二編は「嘉永六年癸丑新刊 笠亭仙果」序で、他に年代の記述がないが、十三編が本年春刊行なので、同時出版と考える。十三編は下巻表紙に「丑春新刻」とある。「壬子新春 仙果」序。

◎同 合卷『女水滸伝』十五編上刊。

表紙に「癸丑春新板」とある。「嘉永六年癸丑孟陽 笠亭仙果」

序。国政改二代国貞画、松寿堂大黒屋平吉板。

◎同 合卷『邯鄲諸国物語』十七編刊。

見返しに「うしの春新彫」とある。「癸丑新刊絵草紙 笠亭仙果」序。貞秀画、栄久堂山本平吉板。

◎同 合卷『古今草紙合』十編刊。

「癸丑春 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎同 合卷『根源実紫』三、四編刊。

ともに国貞画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。三編は「癸丑春 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。四編は見返しに「丑ノ春新刊」とある。「癸丑新刊」自序。

◎同 読本『三都妖婦伝』二編一冊刊。

「嘉永六年といふとしのはる ^{もの本番} 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。序の前に「狐仮女妖害猶浅一朝一夕迷人眼女為狐媚害即深日長月長溺人心 松齋松軒書」とある。卷中人物豊国画、同景象国貞補助。栄久堂山本平吉板。

◎同 合卷『八重撫子果物語』初編刊。

「癸丑春 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

◎夏 合卷『足利綱手染紫』十四編刊。

下巻表紙に「丑春」とある(改印「丑二」)が、袋に「癸丑夏」とある。「癸丑孟陬良辰 笠亭仙果」序。国貞画、錦林堂太田屋佐吉板。

○秋 雑著『おし花』編数不明編(ただし二十三編から二十七編までのいずれか)一冊執筆。

表紙に「自嘉永六年秋」と墨書。

◎是歳 仙果校合の合卷『龜鑑浦島草紙』初、二編刊か。

本書刊否未詳。錦林堂太田屋佐吉板の諸戯作巻末広告に、「嘉永六丑年新彫」として、本書初、二編を「笠亭仙果校合」「柳

齋琴繁作「錦朝楼芳虎画」として載せる。

○同 『旅鶯梅香々笠』初編を執筆。

『笠亭仙果文集』による。「嘉永六年癸丑」「此書未刊布せず」とある。熱田時代に書きとめておいた趣向を、錦盛堂のすずめによって草したもの。

○同 合巻『七組入子枕』六編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。「笠亭仙果」序。国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

○同 『武芸百芸百首』一冊刊。

本書未見。雑賀重良氏『尾三歌書年表』による。

○同 合巻『松浦船水棹婦言』初、二編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。ともに国芳画、紅英堂蔦屋吉蔵板。初編「浅草広小路に程ちかき 笠亭のあるし仙果」序。二編「仙果」序。

安政元年 甲寅 五十一歳

○正月 合巻『明鴉雪笠松』二編刊。

見返しに「甲寅孟春」とある。「嘉永六年新刊 笠亭仙果」序。国貞画、亀遊堂浜田屋徳兵衛板。

○同月 合巻『御賛美少年始』十編刊。

「甲寅孟春 ものゝ本かき 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国綱画、紅英堂蔦屋吉蔵板。本書九編までは作者二世十返舎一九。仙果は序文の中で二世一九と無二の朋友であったことを述べ、また自らの住所を「浅草川の中代地」と記している。なお、年表類本書を十二編まで刊行とするが、十一、十二編は刊否未詳。

○同月 合巻『咲替舞日記』七、八編刊。

ともに国輝画、錦昇堂恵比寿屋庄七板。両編とも刊年月は序による。七編「甲寅履端新刻」自序。八編「嘉永七年甲寅新春 笠亭仙果」序。本書六編までは作者墨川亭雪麿。

○同月 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』二十七編より三十編まで刊。

いずれも国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。二十七編は「壬子夏日 笠亭仙果」序であるが、改印が二十八編と同じ「子六」である。その二十八編は序文がないが、下巻見返しに「甲寅の新板」とあるので、右二編はいずれも本年の刊行であろう。二十九編は「甲寅春 笠亭仙果」序、三十編は「甲寅孟陞吉祥日 狗々山人」自序である。とすれば、一まず右四編とも本年正月刊と考えられる。

○同月 合巻『比翼仕立二人権八』三編刊。

見返しに「癸寅新春発版」とある。「甲寅春発兌 笠亭仙果」序。国輝画、錦昇堂恵比寿屋庄七板。

○同月 合巻『八重撫子累物語』二編刊。

「嘉永七年甲寅開春 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

○春 合巻『足利絹手染紫』十五編刊。

下巻見返しに「寅春新刊」とある。「丙寅献春良辰 笠亭仙果」序。国貞画、錦林堂太田屋佐吉板。

○同 合巻『古今草紙合』十一編刊。

袋に「甲寅春新板」とある。「甲寅新刊繪草紙 發玉夏脱編 笠亭仙果」序。国輝画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

○同 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』三十一編刊。

「寅春新刻画草紙 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。国貞画、紅英堂蔦屋吉蔵板。序文の中で自らの住いを「中代地の番居」と記している。

※六月二十八日 大阪の楠里亭其楽、仙果に書状を送る。

『甲寅地動鈔』による。六月十三日より大阪で地震が起きることなどが記されている。

▲閏七月十八日 父没。

成福寺過去帳によれば、右年月日に「橘屋弥右衛門」が没して

いる。戒名は小有呂川居士。「自叙伝」によれば、仙果が五十歳に及んだ時に、父は七十歳近くであったという。仙果の五十歳は嘉永六年で、その翌年の本年に父は没するのであるから、享年は七十歳ほどであったと思われる。なお、父が没したのであるから、この頃ひとまず熱田へもどっている可能性があるが、その形跡を見つけることができない。

※九月十二日 大阪の楠里亭其楽、仙果に書状を送る。

『仙果浪花道中記』による。大阪の料理茶屋などについて記している。

◎十月 読本『智計雑談』三編三冊刊。

外題『疾智恵くらべ』。本文前に「笠亭仙果輯録」「鈴亭谷巖訂正」とある。「嘉永七年甲寅孟冬日 鈴亭主人」序。刊年月はこれによる。米林堂竹屋次郎吉板。

※十一月七日 大阪の楠里亭其楽、仙果に書状を送る。

『甲寅地動鈔』による。大阪の地震等について記している。

※十二月十五日 大阪の楠里亭其楽、仙果に書状を送る。

『甲寅地動鈔』による。大阪の地震津波等について記している。

◎是歳 合巻『鏡裏梅水月』刊か。

本書刊否未詳。錦昇堂恵比寿屋庄七板の諸戯作巻末の「嘉永七甲寅発市新鐫目録」に仙果作国輝画として広告する。

◎同 合巻『邯鄲諸国物語』十八編刊。

下巻表紙に「甲寅新刊」とある。「嘉永七甲寅歳孟陽 笠亭仙果」序。国貞画、栄久堂山本平吉板。

◎同 合巻『古今草紙合』十二編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。自序、国輝画。紅英堂萬屋吉蔵板。

◎同 合巻『根源実紫』五、六編刊。

ともに国貞画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。五編は年代の記述がないが、改印が六編と同じ「子十」であるので、両編同時刊行と考える。序文なし。六編は袋に「甲寅新販」とある。「嘉永七年甲寅新春 笠亭仙果」序。

◎同 合巻『神刀波白翰』初編刊。

表紙に「甲寅新刊」とある。「寅新春 笠亭仙果」序。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎同 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』三十二、三十三編刊。

ともに国貞画、紅英堂萬屋吉蔵板。三十二編は「甲寅新刊 笠亭仙果」序。刊年はこれによる。三十三編は年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。「東都 笠亭主人」序。

◎同 合巻『七組入子枕』七編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。序文なし。国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。

◎同 合巻『春服対佳賀紋』五編刊。

袋に「甲寅錦森堂新刊」とある。「嘉永甲寅新刻 笠亭仙果」序。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎同 合巻『松浦船水棹婦言』三編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。「笠亭仙果」序。国芳画、紅英堂萬屋吉蔵板。

◎是頃 外事『平穩録』十冊をまとめる。

十冊は、平穩録三冊、平穩別録一冊、平穩録拾遺一冊、続平穩録三冊、同附卷二冊からなる。嘉永六、七年のペリー来港に関する記録や風説等を記したもの。

◎同 災異『甲寅京城炎上鈔』一冊を編む。

本年四月六日の京の火災、大宮御所出火等についての記録や風聞をまとめたもの。所収の摺物に「楠里亭所贈 笠亭珍蔵記」の蔵書印がある。

◎同 災異『甲寅地動鈔』二冊を編む。

本年六月十四日の上方地震や、十一月四日の東海道筋及び上方筋の大地震大津波について記されている。上巻は書簡や記録の

枚写しで、下巻には一枚摺等の摺物が収められている。所収の摺物に「増見亭所贈」の蔵書印がある。

安政二年 乙卯 五十二歳

◎正月 合巻『明鴉雪笠松』三編刊。

「乙卯孟春新販 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、亀遊堂浜田屋徳兵衛板

◎同月 合巻『薄紫宇治曙』七編刊。

「安政二乙卯年甫 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、栄久堂山本平吉板。本書六編までは作者柳下亭種員。

◎同月 合巻『女水滸伝』十五編下刊。

下巻見返しに「乙卯初春」とある。序文なし。国貞画、松寿堂大黒屋平吉板。

◎同月 合巻『邯鄲諸国物語』十九編刊。

「嘉永八乙卯新春 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、栄久堂山本平吉板。

◎同月 合巻『根源実紫』七、八編刊。

ともに国貞画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。七編「乙卯春新刊 笠亭仙果」序であるが、八編「乙卯新春 笠亭仙果」序なので、正月同時出版と考える。

◎同月 読本『三都妖婦伝』三編一冊刊。

見返しに「乙卯孟春 栄久堂刊行」とある。「乙卯開春 笠亭仙果」序の前に、国学者山崎知雄こと魯齋武陵の漢詩を付す。豊国画、栄久堂山本平吉板。

◎同月 合巻『神刀波白翰』二編刊。

見返しに「乙卯新春」とある。「乙卯新春発兌 笠亭仙果」序。国貞画、錦森堂森屋治兵衛板。

◎同月 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』三十四編刊。

「乙卯孟陞 仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、紅英堂高屋吉蔵板。

◎同月 合巻『其由縁鄙俚』十二、十三編刊。

ともに国貞画、錦昇堂恵比寿屋庄七板。両編とも刊年月は序による。十二編「嘉永七年嘉平月中旬脱稿 同八年孟陞新刊」「笠亭仙果」序。十三編「乙卯孟陽新刊 笠亭仙果」序。本書作者は六編までは一筆庵可候、七編より十一編までは柳下亭種員。嘉永三年正月刊『足利綱手染紫』六、七編の条参照。

◎同月 合巻『牡丹園娘莊子』三、四編刊。

ともに国輝画、松林堂藤岡屋慶治郎板。三編「嘉永八年乙卯孟陞 笠亭仙果」序であるが、四編「嘉永八年乙卯孟陞 新刊絵草紙」「笠亭仙果」序であるので、正月同時刊行と考える。

◎同月 合巻『堀川唄真実録』五編刊。

「乙卯履端刊行 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国芳画、栄久堂山本平吉板。

◎同月 伝記『松枝屋出世物語』一冊刊。

「乙卯陽春吉辰 狗々山人」自序。刊年月はこれによる。芳直画。板元不明。

◎同月 合巻『夢想兵衛勘略枕』初編より三編まで刊。

いずれも国芳画、喜鶴堂佐野屋喜兵衛板。初編は「乙卯新刊 笠亭仙果」序、二編は見返しに「嘉永卯新鑄」とあって、「乙卯新刊 原書に第三巻の開口を取捨して笠亭仙果」序であるが、三編が「嘉永七年乙卯履端吉祥日 笠亭仙果」序であるので、三編とも正月同時刊行と考える。

◎同月 合巻『八重撫子果物語』三編刊。

「嘉永八乙卯孟陽 笠亭仙果」序。刊年月はこれによる。国貞画、紅英堂高屋吉蔵板。

※三月 木村正辞、『御国詞活用抄』一冊を書写し、仙果写『活語活用格』（現在所在不明）を以て校合する。

本文前に「鈴木本居先生起草」とあって、「田中道麻呂編集」「鈴木服訂補」と二行書き。奥書を次に記す。

この書はいにしとし鈴屋の君のおほしたちぬるを椽木の翁撰ひあつめわか鈴木先生あらため正し給へる也其のち後の鈴屋の君この書と先生のつくりたまへりける断続の譜とをひとつにして猶こまかにものしてはのやちまたといふ書をつくり給ひてけりそは摺巻にしあれば世にしらぬ人もなくひろまりぬるをたゞ今の君の作とのみ心得て故人たちまたわか先生のいたつきのほともかくれてみえざるはあかぬこゝちせらるゝまゝにいまきたに此書おほくあらまほしくかつみるにもたよりよければやちまたにて事足ぬるをと先生のの給へとしひてかり奉りてかくはうつせるになん

○ひらかなにてしるせるは鈴木先生の訂補也正辭云今はたゞと印
○印あるは植松氏の再訂也又頭書○正辭云今ウと印
猶原書か先生のおさかしられざる件おほしそは後日きゞ正し
て改むへし
高橋広道

今高橋氏の本をもて校合するに此本に朱にてかけるは鈴木朗松松茂岳の補へる也よりてその詞のかたにスウなとしるしてこれをわかつてり其スと印したるは鈴木朗の補へる詞也ウと印したるは植松茂岳の補へる詞也さてまた詞の下にイと印したるはもと此本にはなくて今高橋氏の本によりて加へたる也高橋氏の本には題名活語話用格とありまた朱もて詞の頭に点さしたるは詞のやちまたに引合せたる也 安政二年三月 木村 正辭

仙果が『活語話用格』を筆写したのは、右仙果奥書末尾の記述によつて、鈴木浪没する天保八年六月以前ということになる。仙果本の素性については、朱筆で、
天明二年以田中大人道磨也本書写終 川村正雄
寛政十二年庚申以正雄本詠人写終 鈴木朗
とある。 高橋広道写

◎春 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』三十五編刊。

「卯春新刊 笠亭仙果」序。刊行時期はこれによる。最終丁には「狗々山人仙果録」とある。国貞画、紅英堂萬屋吉蔵板。

▲六月 福井町裏に転居する。

安政三年正月刊『咲替葬日記』九編序に「去六月福井町の裏に番居を迂す」とある。

○十月二日 随筆『なみの日並』一冊の筆を執る。

この日の江戸大震災をまのあたりに見聞した、その見聞日記。翌十一月十六日まで記されている。すでに翻刻がある注10ので、主要内容だけを次に記しておく。十月二日夜娘とともに在宅中、入定の鐘を聞くことしばらくして地震。父子ともに無事。四日梅素玄魚や山崎知雄、黒川春村等を訪ねる。友人葦野屋校麻績一が能役者宅にて即死したことを知る。五日恵比寿屋庄七、萬屋吉蔵、和泉屋市兵衛、佐野屋喜兵衛等の本屋を訪ねる。六日郷里の南部新五左衛門や大阪の楠里亭其楽等に手紙を書く。黒川春村の訪問をうける。七日玄魚等と会う。九日武陵山崎知雄と吉原方面へ行く。十一日『地震安心記』を五丁まで書き終える。十二日巴人亭や松本亀岳等に会う。二十日楠里亭其楽と名古屋の神谷伝右衛門へ返書を出す。二十一日楠里亭へ今回の地震火災の板行ものを送る。二十四日吉野綾雄と会い、浅裏庵広好の死を聞く。十一月五日田中喜三郎来り、地震火事の摺物三百八十余種ありという。

◎是歳 合巻『足利絹手染紫』十六編刊。

所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。袋や表紙によれば松亭金水の作となっているが、上下巻各最終丁には「仙果作」とある。序文なし。国貞画。本編より錦橋堂山田屋庄兵衛板。十七編より作者松亭金水。

◎同 合巻『雪梅芳譚犬の草紙』三十六、三十七編刊。

ともに国貞画、紅英堂萬屋吉蔵板。三十六編「乙卯新彫 笠亭

仙果」序。刊年はこれによる。三十七編は所見本年代の記述がないので、『訂日本小説書目年表』による。自序。

◎同 合巻『玉櫛筒箱根仇討』刊。

「乙卯新刻 笠亭仙果」序。刊年はこれによる。貞秀画、栄久堂山本平吉板。

◎同 合巻『松浦船水棹婦言』四編刊。

「嘉永八乙卯新刻 笠亭仙果」序。刊年はこれによる。国芳画、紅英堂蔦屋吉蔵板。

注1 現在、名古屋市熱田区神戸町。

注2 天保十三年刊『美目与里卿紙』初編（この年の刊行著作はこれのみ）が、『戯作者考補遺』によれば、前年の同十二年刊『万年紙亀之聞書』（未見）の改題再版であるという。となれば、戯作を書かなかった期間は右一年を加えた五年間ということになる。

注3 本書はいうまでもなく馬琴の『南総里見八犬伝』を鈔録したものであるが、鈴木重三氏「合巻について」（大東急記念文庫「文化講座シリーズ」九）によれば、時を同じくして二世春水が『仮名読八犬伝』を刊行しはじめ、両者の間にめざましい競争が演じられたといい、春水が武者絵の大家国芳と組めば、仙果は役者絵を得意とする豊国（三世）と組んで、大いに競いあったという。本書三十三編序において、仙果が「些故有て他に負じ後れじと駆てみたり緩めたり」云々と記しているのはこのことであらう。

注4 嘉永二年正月刊の同書四編にも、「扱この初編二編（同時刊行）の二帙、おのれ旅行の其間に、早発兎の期ちかづき、刊字校合も他まかせ」とある。

注5 序文中に「今年は戌の歳に当り九月より売出す新版」とあるが信用できな

注6 本書の中で、仙果は橘守部をモデルにした立花織部源元庭なる人物が登場させ、守部に悪罵の声をあびせているという向井信夫氏の御指摘があるが（昭五十四年十二月『続日本随筆大成』第四卷付録「書厨雑記（四）」、弘化三年八月十三日付の順益宛書簡の中でも「とかく評判がわる

くてかねをこしらへるは橘守部」と述べている。

注7 楠里亭其楽については、長友千代治氏「楠里亭其楽年譜」（『近世大阪芸文叢談』所収）に詳しい。

注8 国会図書館所蔵『絵本五十三次人物志』（書名は書題簽によっている）は本書と同本。また、仙果の著作として『東海道人物志』なる作をあげる書があるが、本書のことであらう。

注9 延広真治氏の御教示による。御礼申し上げます。

注10 新版『日本随筆大成』第二期第二十四卷（昭五十年一月）等。

（昭55・1・11）